

農業委員会法 7 条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 令和 7 年度青梅市農業委員会活動指針

令和 7 年 3 月 2 5 日
青梅市農業委員会

1 基本方針

平成 2 8 年 4 月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進に加え、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。

本市の農業について、主に露地野菜や果樹が中心で、その他、茶や水稻、畜産など多岐にわたる農産物が生産されている。また、食の「安全・安心・新鮮」などの消費者ニーズにより、大消費地である都心から近いメリットを活かして、新たな農業経営を展開できる可能性を秘めている。

一方、農業者の高齢化や担い手(人手)不足による農家の減少、それらを起因とする遊休農地の増加も危惧されている。

以上のような観点から、農業委員会法第 7 条第 1 項にもとづき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を進めることができるよう、青梅市農業委員会の指針として具体的な推進方法と目標を以下のとおり定めることとする。

今後、指針にもとづき、農地制度を地域農業者へ周知を図りながら、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組むこととする。

2 活動計画等

I 農地制度の周知および活用と担い手支援活動

特定生産緑地制度や農地中間管理事業などの農地制度・関連事業の周知を図るとともに制度等の活用により、農地の利活用に積極的に取り組むものとする。

新たな担い手の確保のため、認定農業者や指導農業士を中心とした研修生の積極的な受入や東京農業アカデミー八王子研修農場など関係機関との連携により、認定新規就農者や農業後継者への支援を進め「地産地消型」農業を推進する。

II 重点活動

(1) 情報活動の推進

「農業委員会だより」などを活用し、基盤強化法の一部改正、法定化された「地域計画」の策定や目標地図の素案作成などの農地制度・農業委員会の役割等の情報提供を行い、より一層の農地制度や農業委員会活動への理解を求めるとともに、「全国農業新聞」の購読普及を推進する。

(2) 農地利用状況調査の効果的な実施

農地利用状況調査の実施にあたっては、農地法に規定された遊休農地に対する措置への対応および税の公平性を踏まえた手法などについて検討

を進め、より一層の農地の保全と利活用を図る。

さらに、農業委員および農地利用最適化推進委員は、地域の農地の状況を把握し、管理不十分な農地について、その要因確認とともに利用促進を働き掛ける。

Ⅲ 統一活動

(1) 担い手の育成と農業経営支援活動

「認定農業者制度」の普及や「家族協定」の締結の啓発、「新規就農者」との相談会・意見交換会を実施し、後継者の確保・育成を図るとともに、農地制度の普及により農業者の経営安定化のための支援に取り組む。

(2) 農地の利用状況確認と利用促進

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

(3) 活動記録カードの活用推進

農地制度の情報提供や農業者からの相談は、その内容を記録し、全員協議会などで情報共有を図る。日常の農作業やその行き帰り等のなかで農地の利用状況を確認したなど、短時間の活動も漏れなく記録して情報共有することで農業委員会活動の活性化を推進する。

(4) 相続税納税猶予制度に伴う指導・助言

制度利用者に対して制度の留意点等を助言するとともに、制度に見合った適正な農地利用を行うよう指導・助言する。

(5) 委員研修

各種研修会や視察研修に積極的に参加し、農業者に情報発信を行う。

(6) 地域住民との交流

「地域住民と共存する農業」を推進するため、農業祭、親子農業体験会等を実施するとともに、各地区農産物共進会などに対し後援する。

(7) 教育・福祉との連携強化

食農教育への協力、体験学習および職場体験の受け入れおよび学校給食への地元産野菜使用拡大への協力などに取り組む。

Ⅳ 最適化活動の推進について

令和4年2月2日農林水産省経営局長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出された。各農業委員会は、同通知に基づいて活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行った上で公表をすることとする。

資料 4

3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

I 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年4月)	4 2 4 ha	7 . 4 ha	1 . 7 %
3年後の目標 (令和10年3月)	3 8 0 ha	4 . 4 ha	1 . 2 %
目 標 (令和12年3月)	3 8 0 ha	2 . 4 ha	0 . 6 %

(2) 推進方法：上記2Ⅱ(2)および2Ⅲ(2)の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅱ 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年4月)	4 2 4 ha	7 8 . 3 ha	1 8 . 4 %
3年後の目標 (令和10年3月)	3 8 0 ha	8 7 ha	2 2 . 9 %
目 標 (令和12年3月)	3 8 0 ha	8 7 ha	2 2 . 9 %

(2) 推進方法：上記2Ⅱ(2)および2Ⅲ(2)の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ 新規参入の促進

(1) 目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 7 年 4 月）	3 人 （0. 3 ha）	0 法人 （0 ha）
3 年後の目標 （令和 1 0 年 3 月）	5 人 （2. 1 ha）	2 法人 （3. 5 ha）
目 標 （令和 1 2 年 3 月）	6 人 （3. 0 ha）	2 法人 （4. 5 ha）

(2) 推進方法：上記 2 I の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。